

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 北 新 社 代表者名 代表取締役社長 植 村 徹 (JASDAQ コード2329)

問合せ先 上席常務執行役員経営管理統括部長 伊藤良平 電話番号 03-5414-0211 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行の件」および「定款の一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1)移行の目的

コーポレート・ガバナンス充実の一環として、取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、経営の 健全性・透明性をさらに向上させつつ、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うことを目的といたし ます。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第54回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1)変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及 び監査役会に関する規定の削除等を行うこと、また、当社の事業目的にインターネット配信関連事業について の文言を追加するなど所要の変更を行います。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月29日 平成28年6月29日

以上

変更の内容は次の通りであります。

(新 設)

(下線部は変更箇所を示しております) 現行定款 更案 変 第1条 (現行どおり) 第1条 (条文省略) (目的) (目的) 第2条 (現行どおり) 第2条 (条文省略) 1.~10. (現行どおり) 1. ~10. (条文省略) 11. インターネット等を利用した映像、音声等の (新 設) 配信並びに会員制サービスに関する企画、制作 及び運営 12. ~29. (現行どおり) 11. ~28. (条文省略) 第3条 (条文省略) 第3条 (現行どおり) (機関) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関 を置く。 を置く。 1. 取締役会 1. 取締役会 2. 監查役 (削)除) 3. 監査役会 2. 監査等委員会 4. 会計監査人 3. 会計監査人 第5条~第17条 (条文省略) 第5条~第17条 (現行どおり) (取締役の員数) (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。 (新 設) 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締 役(以下「監査等委員」という)は、5名以内 とする。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第19条 (新 設) 第19条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の 取締役とを区別して株主総会の決議によって 選任する。 当会社の取締役は、株主総会において議決 2 取締役の選任決議については、株主総会にお 権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を いて議決権を行使できる株主の議決権の3分 有する株主が出席し、その議決権の過半数の決 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 議によって選任する。 過半数の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議については、累積投票によら 3 取締役の選任決議については、累積投票によ らない。 ない。 (取締役の任期) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 の終結のときまでとする。 会の終結のときまでとする。 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期 (新 設) は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結のと

きまでとする。

3 補欠により選任された監査等委員の任期は

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会はその決議によって、当会社を代表 する取締役を選定する。
 - 2 取締役会はその決議によって、取締役の中から 社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、 取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び 常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監査</u> 役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急を要するときは、この期間を短縮すること ができる。

第24条 (条文省略)

(取締役会の決議)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって行う。
 - 2 議決に加わることができる取締役の全員が、取 締役会の決議事項について書面又は電磁的記録 によって同意の意思表示をしたときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の決議があった ものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた ときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下「報 酬等」という)は、株主総会の決議によって定 める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は取締役会の決議をもって法令の定め

- <u>退任した監査等委員の任期の満了するときま</u>でとする。
- 4 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する 期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の 開始のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査</u> <u>等委員であるものを除く)の中から</u>当会社を代 表する取締役を選定する。
 - 2 取締役会はその決議によって、取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>の中から社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会 日の3日前までに発する。ただし、緊急を要す るときは、この期間を短縮することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができ る取締役の過半数が出席し、その取締役の過半 数によって行う。
 - 2 議決に加わることができる取締役の全員が、 取締役会の決議事項について書面又は電磁的 記録によって同意の意思表示をしたときは、当 該決議事項を可決する旨の取締役会の決議が あったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に より、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定 の全部又は一部を取締役に委任することがで きる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という)は、株主総会の決議によっ て監査等委員とそれ以外の取締役とを区別し て定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は取締役会の決議をもって法令の定め

- る限度において、取締役の責任を免除すること ができる。
- 2 当会社は<u>社外取締役</u>との間で法令の定める限度まで、<u>社外取締役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において議決権 を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数の決議に よって選任する。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結のときまでとする。
 - <u>2</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
 - 3 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の開始のときまで とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を 選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会 日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する ときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令又は 定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定 める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は取締役会の決議をもって法令の定め る限度において、監査役の責任を免除すること ができる。
 - 2 当会社は社外監査役との間で法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締

- る限度において、取締役の責任を免除することができる。
- 2 当会社は取締役(業務執行取締役であるもの を除く)との間で法令の定める限度まで、その 責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(削)除)

(削)除)

(削)除)

(削)除)

(監査等委員会の招集通知)

第29条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊 急を要するときは、この期間を短縮すること ができる。

(監査等委員会規則)

第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令 又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u> において定める監査等委員会規則による。

(削)除)

(削)除)

結することができる。_	
第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条~第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	付 則
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当会社は、第54回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第426条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新 設)	(社外監査役の責任限定に関する経過措置) 2 当会社は、第54回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において限定することができる。